

令和2年（2020年）4月17日

町民及び滞在者の皆様へ

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 山村 弘

新型コロナウイルスの感染防止に向けたさらなる取組みについて

新型コロナウイルス感染症政府対策本部は、4月16日、これまで7都府県に発令していた新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全ての都道府県に拡大しました。

これに伴い、長野県知事から県民に対し、特別措置法第45条第1項の規定に基づく外出と移動に関しての自粛要請がなされました。

町民の皆様にはこれまでも様々な感染防止の取組みをお願いしていますが、今までの取組みに加え、皆様ご自身と大切な方の命を守るため、緊急事態措置の期間となる5月6日まで、特に下記の点にご留意のうえ行動していただきますようお願いいたします。

記

1 徹底した外出の自粛をしてください

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出をしないでください。「家にいる」ことが、ご自身や大切なご家族の健康を守る最善の選択肢となりますので、健康管理に留意し、家に留まるようにしてください。

《生活の維持に必要な場合》

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での
職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

2 県域をまたいだ移動は自粛をしてください

県域をまたいで移動することは、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。また、県外にお住まいの方も、不要不急の帰省や旅行など、県外から来ることは絶対に避けてください。

※ 町民の皆様には、これまでに行ってきた感染防止の取組みについても、引き続き徹底してください。冷静な対応とご協力をお願いいたします。

坂城町保健センター
電話 0268-82-3111（内線 511）
電話（直通）0268-75-6230
F A X 0268-82-3164
E-mail hoken@town.sakaki.nagano.jp

坂城町総務課総務係
電話 0268-82-3111（内線 212）
電話（直通）0268-75-6210
F A X 0268-82-8307
E-mail soumu@town.sakaki.nagano.jp